

札幌第 1789 号  
平成 30 年（2018 年）7 月 11 日

各 

就労移行支援事業所
就労継続支援事業所
自立訓練事業所

 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
自立支援担当課長

### 社会生活支援特別加算の算定に係る取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度障害福祉サービス等の報酬改定により、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A 型、B 型）（以下「自立訓練等」という。）について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院医療決定者や刑務所出所者の社会復帰を促すために、精神保健福祉士等を事業所に配置し、必要な支援を行ったことを評価する「社会生活支援特別加算」（以下「加算」という。）が創設されました。

つきましては、加算の算定にあたり、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、通知いたします。

#### 記

#### 1 対象サービス

自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A 型・B 型）

#### 2 加算対象者

保護観察所又は地域生活定着支援センター（以下「保護観察所等」という。）とのサービス利用に係る調整（以下「調整」という。）により、自立訓練等を利用することとなった者であって、下記(1)、(2)のいずれかに該当する者。

##### (1) 医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた者

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから 3 年（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）を経過していない者。

(2) 矯正施設又は更生保護施設を退所等した者

刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院（以下「矯正施設」という。）又は更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下「退所等」という。）の後、3年を経過していない者。なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所等との調整により、対象事業所を利用することになった者も対象となる。

### 3 対象事業所

別添3の厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長（以下「都道府県等」という。）に届け出た自立訓練等事業所。

### 4 加算の認定までの流れ

(1) 事業所による申出

加算の算定を行おうとする事業所の管理者は、区保健福祉部に対し「社会生活支援特別加算の算定開始に係る申出書」（様式1）（以下「開始申出書」という。）及び「個別支援計画（又は当該計画案）」の提出を行うこと。

なお、本加算は、区保健福祉部において対象者要件の確認及び認定を事業所ごとに行う必要があることから、既に障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）に本加算に係る記載がされている場合であっても、開始申出書及び個別支援計画（又は当該計画案）の提出が必要となる。

(2) 加算対象者の認定

区保健福祉部が、開始申出書にある利用者を加算の対象者として認定した場合は、受給者証の「支給量等」欄に「社会生活支援」の表記、及び加算算定可能な事業所名を記載し、利用者あて交付するものとする（記載イメージ 社会生活支援 ○○就労支援事業所）。

なお、加算の認定有効期間は初めて認定を行ってから起算して3年以内とし、2か所目以降の事業所が開始申出書を提出した場合にあっても起算日に変更はないことに留意する。

### 5 加算の廃止

加算の有効期間内に、対象者が当該事業所への通所を辞めることとなった場合や施設基準を満たさなくなった場合は、区保健福祉部に対して、「社会生活支援特別加算の算定終了に係る申出書」（様式2）（以下「終了申出書」という。）により、速やかに加算廃止の申出を行うこと。

### 6 加算の認定期間について

(1) 医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた者

通院決定又は退院許可決定を受けてから3年以内とする。ただし、通院期間が延長された場合は、当該延長が終了するまでの期間とする。

(2) 矯正施設又は更生保護施設を退所等した者

退所等をした日から3年以内とする。ただし、矯正施設から退所等の後、一定期間居宅で生活し、3年以内に保護観察所等との調整により、対象事業所を利用することになった場合については、支給決定の有効期間始期から3年以内で必要と認められる期間とする。

## 7 留意事項

- (1) 加算の算定にあたっては、事前に、「障害福祉サービス事業等における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制届）」を札幌市（市外の事業所においては都道府県等）に提出する必要があります。
- (2) 区保健福祉部に提出した開始（終了）申出書については写しを事業所内で保管しておいてください。
- (3) 加算の算定にあたっては、算定しようとする日の時点において、受給者証に事業所名が記載されているか必ず確認してください。

## 8 添付資料

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）（抄） ……別添1
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  
（平成18年10月31日障発第1031001号）（抄） ……別添2
- (3) 厚生労働大臣が定める施設基準  
（平成18年9月29日厚生労働省告示第551号）（抄） ……別添3
- (4) 厚生労働大臣が定める者  
（平成18年9月29日厚生労働省令告示第556号）（抄） ……別添4
- (5) 社会生活支援特別加算の算定開始に係る申出書 ……様式1
- (6) 社会生活支援特別加算の算定終了に係る申出書 ……様式2

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
【社会生活支援特別加算に関する問い合わせ先】  
札幌市障がい福祉課給付管理係  
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181  
E-mail：[sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp)  
【体制届の提出・記載に関する問い合わせ先】  
札幌市障がい福祉課事業者指定担当係  
E-mail：[jigyousyasitei@city.sapporo.jp](mailto:jigyousyasitei@city.sapporo.jp)